

《研究論文》

食育を推進する学校給食制度のあり方に関する一考察

— 食育基本法案の国会審議に注目して —

岡山大学大学院生 張 磊

ABSTRACT

Promotion of Food and Nutrition Education Based on the School Lunch System:
Analysis of the Making “the Fundamental Law of Food Education”

ZHANG Lei

Graduate Student, Okayama University

The purpose of this paper is to clarify the making “the fundamental law of food education,” focusing on school lunch system. Its characteristics are as follows:

- ① In order to promote the food and nutrition education, the nutrition teachers must be stationed in all schools.
- ② In school lunch, the local products and the traditional foods are used more frequent.
- ③ The school cooking facility system is better than the communicated cooking facility system.

This above thing was recognized in common to be suitable for the school lunch which aims at promotion of food education in deliberations on “the Fundamental Law of Food Education.” To realize ideal school lunch system above, it is required that government assigns proper budget to food education policy.

1 研究の目的

近年の日本では、栄養の偏り、肥満¹を含めた生活習慣病の増加、食の安全など食生活をめぐる環境の変化が生じている。そのため、学校においては、子どもの健康な心身を育成し、将来の適切な食習慣を形成する体制づくりが進められている。また、食の学習を通じて、地域の生活や文化を理解し、継承することも期待されている。

食育に対する国レベルの取組として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（閣議決定）において、国民の健康増進の観点から「関係府省は、健康に対する食の重要性に鑑み、いわゆる『食育』を充実する」と記されたことが挙げられる。これを踏まえ、同年 11 月には、文

部科学省，厚生労働省，農林水産省の3省連携による食育推進連絡会議が設置され，「食生活の改善や食品の安全性に関する情報提供等を内容とする『食育』を推進していくこととされた。さらに，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」では，食育を「人間力を養う柱」と位置づけ，「食の安全・安心確保の基礎となる『食育』を関係行政機関等の連携の下，全国的に展開する」こととされ，同年5月に成立した食品安全基本法において「食品の安全性の確保に関する教育，学習等」に必要な措置が講じられなければならないことが規定された。こうした食育に関する国の取組は，食育基本法（2005年6月）によって明確にされ，学校給食の目的に「食育の推進」を加える学校給食法の改正など今日の学校教育に一定の影響を及ぼしていると考えられる。

以上のことを踏まえ，本論は，日本の学校給食制度に認められる教育的意義を明らかにする研究の一環として，国会における食育基本法案の審議過程で行われた学校給食に関する質疑を取り上げる。そこでの論点整理を通じて，立法府である国会が「食育の推進」を図る学校給食とはどのようなものであるととらえていたかを明らかにし，2008年に改正された学校給食法の規定と関連づけながら考察することにより，今後の学校給食制度のあり方に示唆を得ることを試みる。

2 「食育基本法」の目的・内容と学校のかかわり

食育基本法は，小坂憲次衆議院議員（自民党）らによって発議された議員立法であり²，第162回国会での実質的な審議を経て2005年6月に公布された。制定された食育基本法は，前文と4章33条から構成されている。前文には，「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ，生きる力を身に付けていくためには，何よりも『食』が重要である」ことを前提として，食育を「生きる上での基本であって，知育，徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ，「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し，健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことの必要性を明示している。さらに，食育を「あらゆる世代の国民に必要なもの」としつつも，「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし，生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる」との認識を明らかにし，「子どもたちに対する食育」の重要性を指摘していることが注目される。

食育基本法の目的は，「食育に関し，基本理念を定め，及び国，地方公共団体等の責務を明らかにするとともに，食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより，食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること」とされる（第1条）。つまり，食育は，国民が健康で文化的な生活を営むために必要な事項—すなわち日本国憲法第25条に定められた生存権に関わる事項として，国や地方公共団体等が積極的に関与していくとの方向性が明らかにされたといえる。

また，食育の推進にあたっては，国や地方公共団体などのほか，「あらゆる機会とあらゆる場所を利用して，積極的に食育を推進するよう努めるとともに，他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める」ことを担う教育等に関する職務に従事する者や関係機関・団体の責務が定められている（第11条）。これを受けて，基本的な施策として，国及び地方公共団体は，学校等において「魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長」を図る観点から，以下の施策を講じるものとされた（第20条）。

- ① 食育の推進のための指針の作成に関する支援
- ② 食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備
- ③ 学校等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施
- ④ 教育の一環として行われる農場等における実習
- ⑤ 食品の調理, 食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進
- ⑥ 過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発
- ⑦ その他必要な施策

これらのうち、「食育にふさわしい教職員の設置」と「特色ある学校給食等の実施」は、学校において食育を推進するための条件を示したものととらえられる。別な言い方をすれば、食育基本法は、学校の設置者に対して、これら2点を推進する施策に配慮することを求めている。

3 「食育基本法」の制定にかかる国会審議

(1) 食育にふさわしい教職員の設置

学校における「食育にふさわしい教職員」については、2004年1月の中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」を受けて、第159回国会に栄養教諭設置のための法案（学校教育法等の一部を改正する法律案）が提出され、衆議院並びに参議院での審議・可決を経て、同年5月に成立していた。具体的には、栄養教諭は、「学校給食の管理」と「食に関する指導」を一体的に行うこととされ、学校教育法第37条13項において、「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められた。この規定により、2005年度からの任用が可能となっていたため、「食育にふさわしい教職員」に関する国会審議は、栄養教諭の配置をめぐるものが中心であり、政府の積極的な対応が必要であるとの点で一致していたと指摘できる。

食育基本法の実質的な審議が開始された第162回衆議院内閣委員会（2005年4月6日）において、土屋品子委員（自民党）は、栄養教諭の配置それ自体を高く評価しつつ、「学校職員を栄養教諭にするための具体的な施策の中で、どのような推進をしていかれるか」³の説明を求めている。これに対し、西阪昇政府参考人（文部科学省スポーツ・青少年総括官）は、「本年度から栄養教諭制度を円滑に実施するために、栄養教諭免許状を有する者を全国で早急に確保することが必要であり、現在の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得することが重要である」とし、2005年度予算において「講習会の開設に必要な経費を計上している」と回答している。土屋委員は、栄養教諭の配置が「各都道府県の自主性に頼っている部分が大きいのではないか」と指摘し、「さらに栄養教諭の配置が進むように努力」することを要望した。また、同委員会の中で、高井美穂委員（民主党）も、「学校栄養教諭の配置状況」を質問する際、「予算措置等大変ハードルが高いのではないかというふうな懸念」と「学校栄養教諭の皆さんにとって過重な負担にならないかという疑問」を示し、西阪政府参考人より「できるだけ栄養教諭制度の一層の周知等を図りつつ、配置促進のため取り組んでいきたい」との回答を得ている⁴。

こうした質疑・応答は、参議院内閣委員会においてより具体的に行われた。神本美恵子（民主党）は、栄養教諭についてはこれからのこととしつつ、「栄養職員なり栄養教諭を学校、すべての学校に、巡回でも何校か掛け持ちでもいいですから、配置できる、すべての学校を網羅できる

ような形に是非持っていただきたい」とした⁵。これに対し、提案者である小坂憲次衆議院議員（自民党）は、「国会がこの法律を制定することによって内閣が編成する予算に影響を与える」ことの意義を指摘し、「栄養職員の配置、そしてまた学校全体の食育にかかわる施策の充実」を図ることの必要性に同意する応答を行った⁶。

ここで注目されるのは、食育には学校栄養職員よりも栄養教諭の方がふさわしいことが明確にされ、全校に配置することが望ましいとの見解が示されている点である。学校栄養職員の職務内容は、1986年3月の文部省体育局長通知（文体給第88号）によって示されていたが、「望ましい食生活」に関して「児童生徒に対して集団又は個別の指導を行う」にあたっては、「専門的立場から担任教諭を補佐」するに留まっていた。こうした状況については、衆議院内閣委員会における提案者の宮腰光寛衆議院議員（自民党）による発言の中でも指摘され、その改善を図るため、「学校栄養教諭という仕組みができ、あるいはこの食育基本法という裏づけの法律ができれば、現場で子供たちをしっかりと指導していただけたというシステムになる」と説明された⁷。すでに述べたとおり、食育基本法には、「栄養教諭」の文言が直接に用いられていない。しかし、食育にふさわしい教職員として栄養教諭が想定され、その配置にかかる財政上の課題が大きいものの、可能な限り普及していくことの必要性が提案者・質問者や党派の違いを越えて理解されていたと指摘できる。

(2) 特色ある学校給食の実施

食育基本法は、内閣府に総理大臣を会長とした食育推進会議を置き、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る食育推進基本計画を作成・実施することを定めている。提案者の宮腰衆議院議員は、衆議院内閣委員会（2005年4月6日）において、食育推進基本計画の内容の一つに「食育の推進の目標に関する事項」が掲げられているが、それは「達成目標及び目標年度の設定等」を意味し、たとえば「学校給食における地場産品の使用率の向上等の目標値を設定することなどが考えられている」と説明した⁸。

これを踏まえつつ、高井委員は、パン給食に比べて「食育基本法の趣旨からすると伝統的な米飯給食の方がずっと合致する」との見解を示し、従来の給食行政や現場の取組に疑問を呈している。これを受けて、西坂政府参考人は、「学校給食において地場産物を活用することは、地場、地域の産業や文化への関心、農業等に従事している方々への感謝の気持ちをもたせることなどに教育効果があり、また、「地域の伝統食を取り入れることは、地域や地域の食文化などを児童生徒に理解させるなどの教育効果がある」と答弁した⁹。この答弁は、前者（地場産物の活用）が、食育基本法第23条の「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」に対応し、後者（地域の伝統食の導入）が、第24条の「食文化の継承のための活動への支援」に対応することが注目される。また、4月15日開催の衆議院内閣委員会において、篠原孝委員（民主党）は、「学校給食が日本の風土と隔絶したような食生活に墮してきたことが一つの問題」であるとの意見を示し、提案者の白保台一衆議院議員（公明党）より、食育基本法では、学校給食の教育的な意義の一つに地域の食材等の活用を加えてとらえている旨の答弁があった¹⁰。

参議院においても、近藤正道委員（社会民主党・護憲連合）は、「学校給食と地産地消の関係」と、これに関する基本計画で定められる数値目標について質問した。これに対し、西坂政府参考人は、地域の産物を活用することの効果として、①食事内容の多様化とともに児童生徒に地域の

産業や文化に関心を持たせることができる、②地域における農業等の従事者に対する感謝の気持ちや地域との触れ合いを実感できる、③顔の見える生産者により供給される食材の安全性が高いという3点を挙げ、文部科学省として、「学校給食指導の手引」や「地場産物の活用事例集」の作成・配布などの措置を講じると答弁した。さらに提案者の西川京子衆議院議員は、食育推進基本計画において「率先して学校給食に地場産業、地産地消」の達成率といった具体的な目標を設定する考えを示した¹¹。

この「学校給食における地場産品の使用率の向上」は、食の生産・流通の一連の工程を担う農林漁業や食品産業の振興を図る農林水産省の立場を反映していると指摘できるが、そうした学校給食をより学校教育において有意義なものとする観点から、学校給食の運営方式に焦点をあてた議論が行われた。まず、4月6日開催の衆議院内閣委員会では、吉井英勝委員（日本共産党）は、三位一体改革において準要保護者に対する学校給食費の国庫補助制度を廃止したことを批判しながら、「学校給食を授業の一部」とし、「各学校に調理室があって、調理員や栄養士さん、食育担当の教員などがいて、食材の段階から栄養面、安全面、農漁業とのかかわり、調理実習、食生活全般に至るまで、丁寧に学んで体験していくということが大事」であると主張した¹²。これに対して、提案者の西川京子衆議院議員は、「本当に食育ということを考えるのであれば、家庭と学校教育と両輪となって、きめ細かな食生活ということを確認していかなければいけない」との立場から、「財政的に許されるならばそういう方向に」進めていけるよう予算獲得に努力する意向を示した。また、4月8日開催の衆議院内閣委員会では、水原博子参考人（食の安全・監視市民委員会事務局長）が、学校給食の充実により十分に食育ができるとの立場から「学校単位でもって給食をつくる」ことの意義を明らかにした¹³。続いて、河井智康参考人（21世紀の水産を考える会代表理事）も、「個々の学校で給食を用意」することにより、地産の食材（魚）を学校給食に取り入れることが容易になるとの考えを示した¹⁴。

この学校給食の運営方式について、参議院では5月19日の内閣委員会において、円より子委員（民主党）が、「自校方式の方が食育の理念にはかなっていないのではないか」と問題提起した¹⁵。西阪政府参考人は、「学校給食が学校教育活動の一環として」実施されるよう努力するとの一方で、「単独調理方式、共同調理方式、それぞれのメリット、デメリットが、それぞれの地域の、学校の置かれている状況」によって存在すると答弁した¹⁶。また、食育基本法を機に「自校方式ということを是非とも打ち出していきたい」とする神本委員¹⁷や「センター化や民間委託になって」学校給食の「教育上の効果が疑問になっている」と指摘した風間昶委員（公明党）¹⁸に対し、提案者の西川衆議院議員は、「自校方式の方がほんとはこの食育の精神に沿っている」として、「学校給食も変えていかなければいけない」との考えを示した。近藤委員は、提案者の「自校方式の方がよりそういった食育の理念に近い部分がある」¹⁹との考えを受けて、「共同方式をやめて新たに学校のなかに自校方式の給食場を造る」場合には、国庫による負担の割合を上げるべきといった趣旨の意見を提示した²⁰。これに対し、提案者の後藤田正純衆議院議員（自民党）は、食育基本法の成立により、そうした「可能性は十分にあるもの」とし、「給食の時間もこれを教育の一プログラム」とすれば「その負担の在り方もこれから考え直さなくてはいけない」と答弁した。

さらに、6月9日開催の内閣委員会では、岡崎トミ子委員（民主党）は、提案者のうち小坂、

後藤田及び西川の 3 名の衆議院議員が「自校方式の方が食育の理念に沿っている」との趣旨の答弁を行っている指摘し、「自校式でやっていくということが地産地消、臨機応変な学校給食になっていくんだということで宣言していただきたい」と発言している²¹。これに対する西川衆議院議員の答弁は「センター方式を増やさない方がいい」といった「何かめり張りはつきりしないような」²²ものであったが、学校における食育の推進には単独校調理場方式がふさわしいとの認識で、提案者・委員の間に基本的な相違がなかったと評することができる。

(3) 食育基本法案の審議と学校給食

食育基本法案は、衆議院内閣委員会においては須藤浩委員（民主党）が、参議院内閣委員会においては円委員が、それぞれ民主党・無所属クラブと民主党・新緑風会を代表して反対の立場から討論を行った後、賛成多数により可決すべきものと決定された。反対の理由は、食育にうたわれた基本理念の実現には、「基本法を制定することではなく、学校給食制度、栄養教諭制度、食品表示制度、雇用や仕事と家族生活の両立支援、また職住近接の住宅制度等々の具体的な諸制度を改善し、充実させていくべきであり、消費者や国民の権利の観点が必要である」²³ というものであった。しかし、すでに述べたように、学校における食育の推進に際し、栄養教諭制度や学校給食制度の改善・充実が必要であるという点については、提案者・質問者や党派の違いを越えて共通に理解されていたと指摘できる。

以上のことから、「食育の推進」を図る学校給食とはどのようなものであるという観点から、食育基本法案の国会審議の論点を整理すると次の 3 点にまとめることができる。

第一に、学校における「食育にふさわしい教職員」とは学校教育法第 37 条に定められた栄養教諭であり、すべての学校を網羅できるよう配置することが望ましいとされた点である。具体的には、栄養教諭が、「学校給食の管理」だけでなく、児童・生徒に対する「食に関する指導」に直接的に携わる教職員として、その必要性が学校栄養職員との比較において指摘された。

第二に、学校給食に地場産品の活用や地域の伝統食の導入を進めることが求められた点である。これは、農林漁業の活性化を背景としつつ、教育基本法第 2 条に定められた、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる」態度や地域の「伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」態度の育成に資する学校給食の在り方を示していると考えられる。

第三に、「食育の推進」を図る上では、共同調理場方式よりも、単独校調理場方式による学校給食の方がふさわしいとされた点である。このことは、学校給食が、単に「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る」ための食事としてだけでなく、食材の確保—調理—提供といった学校給食をめぐる活動の過程を児童生徒に日常的に見せることにより、「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていること」や「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」に寄与するとの考えをあらわしているといえる。

これらの論点は、提案者・委員の間で対立するものではなく、「食育の推進」を図る学校給食の在り方として共通に認識されていたものであった。また、その実現には国や地方の財政的な問題があり、今後、政府による積極的な関与が必要であるとの点でも一致していた。つまり、食育基本法案の審議において、「食育の推進」を図る学校給食並びに栄養教諭を含めた学校給食制度は、その実効性という意味で、教育問題としてよりも財政問題としての側面を強く有していたと指摘できる。

4 食育基本法に基づく学校給食制度

食育基本法の制定を踏まえ、2008年6月に改正された学校給食法では、それまで「食生活の改善」に寄与するとされていた法律の目的が「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」に変更された。さらに、学校教育における食育の推進の観点からも重要な役割を担う学校給食の教育的意義をより明確にするため、学校給食の目標（第2条）を以下の7項目に整理・充実した。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

これらは、食育基本法に加え、教育基本法第2条（教育の目標）や学校教育法第21条（義務教育の目標）の規定を反映したものとなっている。特に、2008年の改正で新たに追加された④⑤⑥については、単に栄養補給のための食事を提供するだけでは達成できない。したがって、学校給食は、「食育」を通じて「人格の完成」を図る上で有効なものとして、学校教育の一環に位置づけられるという趣旨が明確にされたと指摘できる。

また、学校給食法は、食育基本法案の国会審議で示された学校給食の在り方の一部を条文に明記することになったと指摘できる。すなわち、2004年改正の学校教育法では、栄養教諭の職務が「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と簡潔に規定されるに留るが、学校給食法第10条では、栄養教諭の果たす役割の重大性にかんがみ、「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とより具体的に規定された。特に、栄養教諭が指導を行うに当たっては、当該地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行うことを同条第2項で規定している。これは、地場産物の活用が、学校給食を「生きた教材」としながら食に関する指導を行うに当たって非常に重要な事項であるため、創意工夫の例示として特記されたものである。その一方で、学校給食の実施にかかる調理場方式については、食育基本法案の国会審議にもかかわらず、「二以上の義務教育諸学校の学校給食に必要な施設（以下『共同調理場』という。）を設けることができる」という規定（第6条）に修正が加えられなかったことが留意される。

すでに述べたとおり、食育基本法は、学校において食育を推進するための条件として「食育にふさわしい教職員の設置」と「特色ある学校給食等の実施」を挙げている。具体的には、学校給食法により、栄養教諭が中核となって関係教職員と連携しつつ、地場産物を活用した学校給食を教材とした全体計画作成の検討、原案作成、決定等の進行管理を行う体制が設計されているといえる²⁴。しかし、そうした体制には単独校調理場方式の方がふさわしいとされながらも、その推

進を方向づける定めが法律・命令に明文化されていないことから、地方自治体（設置者）の厳しい財政状況を背景として、むしろ共同調理場方式への変更が進められていく可能性が指摘される。また、必置でない栄養教諭の配置も地方自治体（任命権者）の裁量に委ねられており²⁵、これらが、「食育の推進」を図るための学校給食制度に内包された課題であると考えられる。

【註】

- 1 学校保健統計調査（2010年度）によれば、肥満傾向児は、小学6年生男子 11.09%・女子 8.83%、中学3年生男子 9.37%・女子 7.89%、高校3年生男子 11.30%・女子 8.14%となっている。
- 2 第162回国会での発議者は、衆議院議員の小坂憲次、宮腰光寛、後藤田正純、西川京子（以上、自民党）、白保台一（公明党）である。同法案は、もともと第159回国会で参議院に提出されたが、審議入りが困難と見込まれたために取り下げられ、あらためて衆議院に提出・継続審議とされた。第161回国会（臨時国会）の衆議院内閣委員会にて提案理由説明が行われた後に再び継続審議となり、第162回国会において審議・可決された。なお、実質的な審議は、衆議院・参議院の内閣委員会において各3日間であった。
- 3 第162回国会衆議院内閣委員会議録第7号、2005年4月6日、2ページ。
- 4 同上、12ページ。西府政府参考人によれば、この時点で「福井県と高知県におきまして栄養教諭の配置が開始された」ことが示された。さらに「幾つかの自治体におきまして、平成17年度内の配置に向けて取り組んでいる」とのことであったが、実際に同年度に配置した都道府県は、福井県（10名）、高知県（5名）及び北海道（10名）であった。
- 5 第162回国会参議院内閣委員会議録第11号、2005年5月19日、17ページ。神本委員は、「養護教諭でさえ全校配置、今まだまできていない状況」を踏まえ、「文部科学省は、余り、多分お金の問題があつていい答えはできない」と判断し、提案者に質問することにより、食育の「コーディネーター役を担う栄養職員、栄養教諭の配置ということについては是非とも強調してやっていただきたいことをお願い」して質問を終えている。
- 6 同様のやり取りは、「栄養教諭は正に食育の指導にふさわしい教職員」と明言した近藤正道委員（社会民主党・護憲連合）と、西府政府参考人との間でも認められる（同上、27ページ）。
- 7 第162回国会衆議院内閣委員会議録第7号、27ページ。
- 8 同上、11ページ。
- 9 同上。
- 10 第162回国会衆議院内閣委員会議録第9号、2005年4月15日、4ページ。
- 11 第162回国会参議院内閣委員会議録第11号、28ページ。
- 12 第162回国会衆議院内閣委員会議録第7号、21ページ。
- 13 第162回国会衆議院内閣委員会議録第8号、2005年4月8日、3ページ。
- 14 同上、6ページ。
- 15 第162回国会参議院内閣委員会議録第11号、12ページ。
- 16 同上。西府政府参考人の答弁によれば、当時の共同調理場方式が55%であり、1985年（52%）に比べて「若干増えている」とされた。
- 17 同上、17ページ。
- 18 同上、22ページ。
- 19 同上、26ページ。
- 20 同上、26 - 27ページ。
- 21 第162回国会参議院内閣委員会議録第13号、2005年6月9日、7ページ。
- 22 西川衆議院の「努力します」との答弁に対する岡崎委員の発言（同上）。
- 23 第162回国会参議院内閣委員会議録第13号、11ページ。衆議院内閣委員会での須藤委員による同様の反対討論は、第162回国会衆議院内閣委員会議録第9号、9ページに記録されている。
- 24 学校給食法第10条第1項後段において、校長は「食に関する指導の全体的な計画」を作成するなど必要な措置を講ずることが規定されている。これは、校長が全校的視点にたち、その責任において全体計画を最終的に作成することを定めたものであり、実際には専門的な知識・技術を有する栄養教諭が分掌責任者として担当することが想定される（井上恵「学校給食法の改正について」『栄養教諭』2008年第12号、22 - 25ページ）。
- 25 栄養教諭の配置状況については、張磊「学校給食の教育的意義と栄養教諭」『家庭科・家政教育研究』第6号、2011年7月、55 - 65ページを参照のこと。